

お客さまへ

電子申込・契約をご利用にあたってのご案内

株式会社三菱 UFJ 銀行

このたびは、当行の住宅ローンをお申し込みいただき、誠にありがとうございます。
当行では、住宅ローンのすべてのお手続きを、パソコン、スマートフォンで完結いただける、
電子申込・契約サービスを提供しています。以下の点をご確認のうえ、ご利用ください。

1. 「マイページ」について

- お客さまと当行との手続は、「マイページ」にて行います。
- 「マイページ」のログインに必要な「お客さま番号（ID）・パスワード」は、他人に知られないよう厳重に保管してください。
- お客さまと当行との連絡は、「マイページ」にて行います。お客さまからご連絡・ご相談がある場合は、「マイページ」の「メッセージボックス」よりご入力ください。

2. 正式申込について

- 正式申込はパソコン、スマートフォンでご利用いただけます。ご利用の際は以下のインターネットブラウザを使用してください。その他のインターネットブラウザでは正常に動作しない場合があります。

◆ パソコン：Microsoft Edge／Google Chrome

◆ スマートフォン：Android Chrome／iOS Safari

- お客さまが「マイページ」にログインした際に掲載している正式申込内容は、事前相談時にお客さまよりお伺いした内容を元に作成しております。内容をご確認のうえ、お申し込みください。
 - ・ 事前相談時にお選びいただいていない項目（金利種類・ご返済日等）がある場合、空白または一般的な内容を記載しております。変更がある場合は、変更後の内容を入力いただくか、「メッセージボックス」より担当者へご連絡ください。
 - ・ お申込後の変更も可能ですが、変更する項目により再審査が必要な場合があります。
- 在籍確認のため、勤務先に銀行名でご連絡する場合があります。

3. 契約について

- 住宅ローンのご契約には、電子契約をご利用いただきます。お借入人さまに加えて、連帯保証人の方、または担保提供者の方がいる場合は、全員が電子契約でご契約いただく必要があります。
- 電子契約は、電子証明書を発行し、ワンタイムパスコードを利用して行います。
 - ・ 「マイページ」に登録されているメールアドレスに届くワンタイムパスコードを入力して認証する契約方法です。
 - ・ 「マイページ」からのメールが受け取れるように、以下ドメインを受信可能に設定してください。
ドメイン : 「@net-homeloan.bk.mufg.jp」「@netlf-homeloan.bk.mufg.jp」、
「@nethlf-homeloan.bk.mufg.jp」

4. 団体信用生命保険の申込について

- 当行住宅ローンのご利用に際して、団体信用生命保険へのご加入が必要となります。
- ご加入申込は「マイページ」の「団体信用生命保険のお申し込み」より、生命保険会社の手続きページにて実施いただきます。
- 生命保険会社の手続きページで使用する「ユーザーID」はマイページの「お客さま番号 (ID)」と共通です。初期パスワードは生年月日（西暦）8桁です。

5. お借入後のお手続きについて

- お借入後、契約内容を変更する場合は、一部の取引*を除き書面で締結します。その際、所定の印紙税が課税される（収入印紙の貼付が必要となる）場合があります。
*契約内容変更の受付後、後日、契約方法等についてご案内いたします。
- 収入印紙の金額はご契約内容により異なりますので、変更契約等実施時にご確認ください。

以 上

住宅借入金等特別控除の申告にあたってのご注意

住宅ローンをお借り換えの際、登記費用や保証会社保証料等の諸費用を住宅ローン残高に上乗せしてお借り換えをされた場合の住宅借入金等特別控除の注意点について、国税庁より連絡がありましたので、ご案内いたします。

1. 弊行が発行する、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の年末残高は、諸費用部分も含んだものが記載されますが、諸費用の部分は住宅借入金等特別控除の対象となりませんので、控除の対象となる年末残高は、以下2. の計算を行なうこととなります。
2. 確定申告・年末調整を行う際に、以下の計算式により、「控除の対象となる借入金の年末残高」を計算していただくこととなります。

$$\text{新たな借入金の年末残高} \times \frac{\text{借り換え直前の当初借入金の残高}}{\text{借り換えによる新たな借入金の実行額}}$$

(端数1円未満は四捨五入)

(例) 残高480万円だった住宅ローンを500万円(20万円が諸費用)で借り換え、年末の残高が450万円となった場合は、以下のように計算します。

$$450 \text{ 万円} \times \frac{480 \text{ 万円}}{500 \text{ 万円}} = 432 \text{ 万円}$$

3. 住宅借入金等特別控除の内容や控除の対象となる残高の計算方法等についての詳細は、最寄りの税務署までお問い合わせください。

以 上